



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年6月16日金曜日 第1769号

◇ 目次 ◇

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	525
土地改良事業の工事の完了.....	525
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	525
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	526
道路の供用開始（ " ）.....	526
道路の区域変更（県道石鎚丹原線）.....	526
開発行為に関する工事の完了.....	527

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	527
微小部X線回折装置の借入れ.....	527

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 921 号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・津布理地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・津布理地区）計画書の写し
 - (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成18年6月19日から7月14日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所三瓶総合支所

○愛媛県告示第 922 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	道前平野地区	平成18年3月20日

○愛媛県告示第 923 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 加戸守行
松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町生名56番、57番、58番、59番、60番、61番及び62番から同町生名65番を経て同町生名73番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から26点までを順次直線で結んだ線並びに26点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町生名67番2の生名港浦辺物揚場に設置された金属錐）は、北緯34度15分52秒、東経133度11分09秒の地点

1点は、基点から真北173度19分21秒113.88メートルの地点

2点は、1点から真北58度24分59秒5.93メートルの地点

3点は、2点から真北70度13分18秒1.18メートルの地点

4点は、3点から真北160度25分02秒7.01メートルの地点

5点は、4点から真北162度09分42秒5.64メートルの地点

6点は、5点から真北164度52分52秒4.73メートルの地点

7点は、6点から真北167度41分19秒3.47メートルの地点

8点は、7点から真北171度18分35秒6.16メートルの地点

9点は、8点から真北178度37分32秒6.06メートルの地点

10点は、9点から真北182度16分48秒5.08メートルの

地点
 11点は、10点から真北 185 度23分05秒4.35メートルの
 地点
 12点は、11点から真北 191 度00分56秒11.03メートル
 の地点
 13点は、12点から真北 187 度08分35秒9.15メートルの
 地点
 14点は、13点から真北 185 度37分50秒4.81メートルの
 地点
 15点は、14点から真北94度27分43秒1.51メートルの地
 点
 16点は、15点から真北 184 度14分05秒4.10メートルの
 地点
 17点は、16点から真北 274 度30分11秒1.49メートルの
 地点
 18点は、17点から真北 182 度15分29秒5.09メートルの
 地点
 19点は、18点から真北 179 度51分09秒1.18メートルの
 地点
 20点は、19点から真北 178 度06分28秒4.00メートルの

地点
 21点は、20点から真北 175 度40分26秒4.54メートルの
 地点
 22点は、21点から真北 172 度04分35秒7.27メートルの
 地点
 23点は、22点から真北 167 度04分58秒6.95メートルの
 地点
 24点は、23点から真北 163 度25分40秒9.13メートルの
 地点
 25点は、24点から真北 161 度19分56秒8.28メートルの
 地点
 26点は、25点から真北 148 度16分50秒7.69メートルの
 地点
 (3) 面積
 1,883.15平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成16年3月29日 愛媛県指令15港第419号、生名村指
 令15港第1号
 4 しゅん功認可年月日
 平成18年6月16日

○愛媛県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番89から 同字須領スズ尾344番14まで	旧	メートル 11.8~21.2	キロメートル 0.126	
			新	16.2~26.0	0.134	

○愛媛県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番89から 同字須領スズ尾344番14まで	平成18年6月16日

○愛媛県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	西条市丹原町池田1826番1から 同市丹原町願連寺20番1地先まで	旧	メートル 6.5~6.6	キロメートル 0.063	
			新	17.0~17.7	0.063	

○愛媛県告示第927号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18四土（開）第3号 平成18年6月7日	四国中央市土居町野田乙122番1、乙123番1、乙123番2、乙124番1、乙126番1、乙126番2、乙126番3、乙126番4、乙126番5、乙126番6、乙127番1、乙127番6、乙127番7、乙127番9、乙127番10、乙129番1、乙129番15及び乙129番16	四国中央市土居町野田乙126番地1 ベガサス運輸株式会社 代表取締役 矢野達夫

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月5日	特定非営利活動法人 すずめのそぞろ歩き	中村住子	愛媛県松山市旭町109番地	この法人は、一般市民、観光客や外国人、留学生に対して「着物」文化を通じた心のふれ合い交流、「着物」文化を通じた地域等との連携によるまちづくりに関する事業を行い、多くの方々との交流や地域に密着した地域経済の活性化や地域の人々や観光客との地域社会づくり、外国人や留学生との国際交流に貢献することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

微小部X線回折装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

微小部X線回折装置一式（ハードウェア式、ソフトウェア式、搬入、据付け、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2231

(2) 入札書の受領期限

平成18年8月4日(金)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年8月4日(金)午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

Micro X ray Diffractometer , 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 4 August , 2006

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan

TEL 089 934 0110 Ext 2231